

# 公共施設の「選択」と「集約」

～町民のみなさんや子ども達の未来のために～

## ■ 養老町公共施設検討会の公募委員募集について

町では、公共施設検討会を設置し、公共施設の今後のあり方について検討します。

つきましては、検討会に参加し、町民目線からのご意見をいただくため、公募委員を下記のとおり募集します。

募集期間 8月23日(月)まで

募集人数 若干名

応募資格 町内在住で20歳以上 など

申込方法 詳細は、町ホームページをご覧ください。建設課までお問い合わせください。



### 検討内容の例：町民プール施設の今後について

- ①民間のスポーツ施設としての継続(民営プール、民営屋内運動場 など)
- ②町営の他目的利活用(既存の町施設の統廃合、移転 など)
- ③民間の他目的利活用(会社事務所、福利厚生施設 など)
- ④その他(例 売却など)



問 建設課 ☎32-5081  
生涯学習課 ☎32-5086

## 〈子育て世帯生活支援特別給付金について〉

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化し、失業や収入減少、食費などによる支出の増加に対する子育て世帯の支援のため、新たな給付金を支給します！

### 1. 支給額

児童一人当たり5万円

### 2. 支給対象者 ①②の両方に当てはまる人(※ひとり親世帯分の給付金を受け取った人を除く)

①3月31日時点で18歳未満の児童(障害児の場合、20歳未満)を養育する父母など

(※令和4年2月末までに生まれた新生児も対象になります。)

②令和3年度住民税(均等割)が非課税の人または令和3年1月1日以降の収入が急変し、住民税非課税相当の収入となった人

■支給にあたっては、申請が不要な場合と必要な場合があります。

### 3. 給付金の支給手続き

■令和3年4月分の児童手当または特別児童扶養手当の受給者で住民税非課税の場合、給付金は申請不要で支給されます。※公務員は所属から児童手当受給の証明を受けたいうえて申請が必要です。

■上記以外の場合(例、高校生のみ養育している人、収入が急変した人など)

給付金を受け取るには申請が必要です。申請書に振込先口座などを記入して、必要書類とともにご提出ください。

問 子ども課 ☎32-5078

## 「新たな日常」対応宿泊施設応援補助金について

県では宿泊事業者が実施する非接触チェックインシステムやCO<sub>2</sub>測定器の導入、マイクロツーリズム、ワーケーションといった新たな需要対応に必要な事業費の一部を補助する「『新たな日常』対応宿泊施設応援補助金」を募集することになりました。

詳しくは県ホームページ(<https://www.pref.gifu.lg.jp/site/covid19/163513.html>)をご確認ください。

問 西濃県事務所振興防災課観光係 ☎0584-73-1111